

平成28年度第5回喜多方市基本計画審議会 議事録

1 日 時 平成28年12月27日（火）13:30

2 場 所 喜多方市役所 大会議室

3 出席者等

（出席委員）坂内 鉄次、後藤 誠司、小林 時夫、今井 輝雄、唐橋 幸市郎、
武藤 顯夫、上野 彰雄、関口 高志、岩本 知美心、峯岸 よね子、
板橋 秀子、齋藤 信一、上野 光晴、芳賀 忠夫

（欠席委員）遠藤 正衛、木村 勝美、廣瀬 雅彦、田代 衛、武藤 栄司、松本 祐一、
五十嵐 信幸、青木 孝弘、折笠 光二良、

（事務局職員）

企画政策部長	園部計一郎	企画調整課長	鈴木 守
企画調整課主幹	遠藤 紀雄	企画調整課室長	佐野 仁美
企画調整課主査	生江 紀彦	企画調整課副主査	山本 拓道

4 案 件

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 新総合計画の素案について

① 基本計画の大綱3

② 基本計画の大綱4

③ 計画の実現に向けて

④ 前回の意見等への整理方針

4 その他

5 閉会

5 内 容

○事務局 先週に続きまして、年末のお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第5回目の喜多方市基本計画審議会のほうを
始めさせていただきます。

会長のほうより挨拶をいただきたいと存じます。

○会長 本日はお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。基本計画審議会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今回は基本計画の大綱2までを審議いたしました。今回は大綱3及び大綱4並びに計画の実現に向けてについての審議を進めたいと思います。なお、それが終わってからになるんですが、前回の意見などの整備方針についても見ていく予定であります。皆さんには前回同様建設的なご意見を賜りたいと存じます。最後に皆様のご協力をお願いし、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございました。

では、議事に移ります前に、本日の欠席の方についてご報告をいたします。遠藤委員、木村委員、廣瀬委員、田代委員、松本委員、青木委員につきましては、本日都合により欠席でございます。

武藤栄司委員、五十嵐委員、折笠委員につきましては、遅参ということでございます。

なお、議事に際しましては、お願いになりますが、録音の上、業者のほうに反訳を依頼する形で行いますので、発言される際にはご自身のお名前を述べてから発言のほうをお願いしたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、審議会条例第5条第2項の規定によりまして会長が議長となり進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、議事に入ります。

(1) 新総合計画の素案についてであります。まず、基本計画の大綱3について事務局からご説明願います。なお、事前に資料いただいておりますので、簡潔にお願い申し上げます。

○事務局 事務局の遠藤でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、ページ数、63ページをお開きいただきたいと思います。

左側、ページございませんけれども、大綱3、安全・安心・思いやりのある人に優しいまち、暮らしづくりでございます。

63ページに移りまして、大綱3、第1節、子ども・子育てについてでございます。

まず、目標でございます。

子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み育てることができ、まちを目指しますとしているところでございます。

現状と課題は記載のとおりでございます。

64ページをお願いいたします。

施策の内容でございます。5つの項目でございます。

保育等の充実、2つ目としまして地域における子育て力の向上、3つ目としまして子育て世代への経済的支援、4つ目としまして安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援、5つ目としまして出会いの創出ということで構成してございます。

主なものでございます。

(1) 保育等の充実のところでございます。延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育などの実施と充実に努めます。

(2) 地域における子育て力の向上から、1つ目、子育てをしている家庭や地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実を図るとともに、地域における子育て力向上のための取り組みを推進しますなどとなっているところでございます。

指標につきましては、65ページ下のほうにございます3つの指標を載せてございます。指標については、後でござらんいただきたいと思います。

それでは、66ページをお願いいたします。

第2節でございます。保健・医療・介護・福祉でございます。

目標といたしまして、保健・医療・介護・福祉の連携により、誰もが住みなれた地域で健康に安心して暮らし続けることができるまちを目指しますとしているところでございます。

現状と課題については記載のとおりでございます。

68ページをお願いいたします。

施策の内容でございます。こちらにつきましては、10施策の項目でございます。

1つ目としまして生活習慣病予防対策の推進、2つ目としまして健康づくりに関する普及・啓発の推進、3つ目、地域医療体制の充実、4つ目、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営、5つ目、喜多方市地域包括ケアシステムの構築、6つ目、保健福祉施設の整備、7つ目、障害者への支援、8つ目、生活困窮世帯への支援、9つ目としまして福祉関係団体等への支援、10個目としましてひとり親家庭に対する支援としてございます。

主なものでございます。

(3) 地域医療体制の充実でございます。県医師会及び県立医科大学と連携して、喜多方市地域・家庭医療センターの診療体制の充実及び関係機関との連携による地域医療体制の充実に努めますとしています。

(5) でございます。喜多方市地域包括支援ケアシステムのところでございます。地域の実情を把握し、高齢者の課題を多職種連携により継続するよう地域ケア体制の整備を図りますと

しているところでございます。

あとは記載のとおりでございます。

70ページをお願いいたします。

指標といたしまして、目標を設定しているところでございます。内容についてはごらんいただきたいと思います。

それでは、71ページでございます。

第3節、消防・防災でございます。

目標といたしまして、消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により災害に強いまちを目指しますとしているところでございます。

現状と課題は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

施策の内容でございます。

4つの施策の部分でございますけれども、1つ目としまして消防体制の充実でございます。なお、この消防体制の充実の部分でございますけれども、先日、別紙としましてA4判配ってございました。これちょっと変更ございましたので、読み上げさせていただきたいと思います。喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携や消防団活動に女性ならではの視点を生かすため、女性の入団を促進するなど消防団組織の充実を図るとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めますということで、1つ目、文言の修正してございますので、ご了承いただきたいと思います。

2つ目といたしまして防災対体制の強化、3つ目としまして避難体制の確立、4つ目としまして救急救助体制の充実・強化としているところでございます。

主な項目といたしましては、（2）防災体制の強化ということで、高齢者や障害者などの避難行動、要支援者保護のため各関係機関が連携した救助体制の確立に努めるとともに、災害ボランティアの受け入れを促進します。

（3）の部分でございますが、避難体制の確立の部分では、災害時における市民の避難誘導などを的確かつ迅速に行うため、地域防災訓練に基づく避難勧告などの判断基準及び情報伝達マニュアルを整備し、避難場所や避難経路の確保と周知を行いますなどとしているところでございます。

ほかは記載のとおりでございます。

73ページをお願いいたします。

指標でございますけれども、こちらにつきましては、3指標設定しているところでございます。内容についてはごらんいただきたいと思います。

それでは、74ページをお願いいたします。

第4節、生活安全でございます。

目標といたしましては、交通事故や犯罪、野生動物による人的被害の未然防止や放射線への不安解消により、安全で安心な生活が送れるまちを目指しますとしております。

現状と課題は記載のとおりでございます。

施策の内容につきましては、75ページをお願いいたします。

5つの施策項目でございます。

1つ目、交通安全の推進、2つ目、防犯体制の充実、3つ目、市民相談の充実、4つ目、野生動物による人的被害防止、5つ目、放射線関連の情報の提供としているところでございます。主なものでございます。

(1) 交通安全の推進でございます。警察署などの関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全体験などを通して市民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 防犯体制の充実でございます。警察署などの関係機関や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーンや広報活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根差した防犯活動が実施できるよう地域の自主防犯組織の充実を図りますとしております。

4つ目といたしまして、野生動物による人的被害ということで、こちら農業のほうも若干野生動物対策やっておりますけれども、そちらのほうにも同じように加えているところでございます。警察署などの関係機関と連携し、監視パトロールや注意喚起を行い、野生動物による人的被害の防止に努めますとしているところでございます。

(5) といたしましては放射線関連の情報の提供ということで、放射線関連の情報発信を行い、定期的な環境放射線等のモニタリングと結果の公表を行いますとしているところでございます。

指標につきましては、記載の2指標を設定しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

第5節、社会基盤でございます。

目標といたしましては、市民生活や産業などを支える社会基盤の整備、維持管理の推進により、安全で快適な暮らしと経済活動の活性化、自然環境に配慮した良好な生活空間の形成を目指しますとしているところでございます。

現状と課題は記載のとおりでございます。

78ページをお願いいたします。

施策の内容でございます。こちら7つございます。

1つ目としまして暮らしや産業を支える道路環境の整備、2つ目としまして快適で住みよい住宅環境の形成、3つ目としまして安定した水道水の供給と汚水処理の普及拡大、4つ目としまして公共交通の充実、5つ目、良好で安全・安全な住環境の整備、6つ目、有効的な土地利用等の推進、7つ目としまして地域情報化の推進ということで記載してございます。

主なものでございます。

(1)の部分から生活環境の構造や商店街活性化、交流人口の拡大、企業誘致などの各施策に対応し、それらを支援する道路ネットワークを構築しますとしております。

(4)公共交通の充実でございます。一番下でございます。バスの運行を支援するとともに、喜多方市新公共交通網形成計画及び再編実施計画を策定し、持続可能な公共交通を形成するとともに利用者の利便性の向上を図りますとしております。

(6)でございます。市街地等の有効的な土地利用と都市機能等の配置により、魅力的かつ利便性の高いコンパクトシティプラスネットワークのまちづくりに取り組みますとしているところでございます。

80ページをお願いいたします。

指標でございます。12の指標を設定しているところでございます。指標についてはごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○会長 それでは、大綱3のただいま説明のありました内容について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 65ページに出生数が指標として何人とう出ているんですけれども、11ページを見ると、いわゆる将来の推計人口、将来人口とかとうありまして、その出生率の予定が平成40年度かな、2030年までに希望出生率2.07と数字書いてあるんですけれども、この数値がいわゆる出生数と出生率というのかな、この人数と、せっかくこの総合計画で出しているのに、これが生かされないというか、だから、先日も言いましたけれども、せっかくつくったんだからちゃんと使わないとおかしいわけです。直して。

○会長 では、お答えをお願いします。

○事務局 この数字につきましては、当初、出生率で考えていたんですけれども、人口減少

等の分もあるということで、人口が減る部分、それから、一番わかりやすい数字ということで出生数のほうに変えた経過ございましたので、できればこのままいきたいなというふうには思っております。

○委員 以前もそう言っていたけれども、せっかくなつくたのが生かされない。これは考えてつくったんでしょう、出生率。ですから、それを使ったらいいと思いますよ。

○委員 同じ質問しようかなと思っていたんですけども、11ページの指標を見ると、どんどんと人口が減っているにもかかわらず、今後出生数というのは横ばいの320人のままでいいのかなと。自然的に人口も減少していきますし、社会的な流出とかもいろいろあると思うんですけども、これからの喜多方市とこう考えると、出生数自体もう少し上げてもいいのかなというふうに私は思います。こんな悲観的な数字でいいのかなという。

○会長 この辺はどうですか。

○事務局 この数字を設定した部分でございますけれども、人口減少が見込まれる中での現状値を維持することということで、実質的には人口が減少することから、下がるというものを防ぐという意味で同じにしたということで、結構きっちり出している数字でございます。

○委員 先ほどの発言とかぶるんですけども、この320というのは出生の2.07に匹敵しているかどうかというところが、そこがちょっとわからないので、この出生率2.07に匹敵する数値が出生数の320に当たるのかどうか。

○会長 お願いします。

○事務局 この数字なんですけれども、人口ビジョンに合わせた形になっているんですけども、まず、希望出生率を2.07というのが今回目標に掲げている、人口ビジョンで掲げているものなんですけれども、そうじゃなくて、普通に何も対策講じない基準モデルというのがあるんですけれども、それだと2020年で出生数が297人、2025年で268人、2030年で245人となります。それが基準モデルです。今回11ページにもあります希望出生率2.07が実現した場合ですと、2020年だと331人、2025年だと325人、2030年ですと324人というような推計、希望した場合の出生数がこのように出ていますので、それに合わせて320人を維持していきたい、毎年この出生数は維持していきたいということで設定したものでございます。

○会長 どうぞ。

○委員 わかりました。それを踏まえてつくっていたんだから、総合戦略の数値を使ったほうがいいんじゃないですかと言っているんですよ。そうでないと、何のために必死に前につくったんですか。何のためにつくったんですか、総合戦略。その数値を使わなかったらおかしい。

どうなんですか、それ。総合戦略要らないですもの。

○会長 普通こういうのは、中位推計、下位推計、上位推計と一つのトレンドを出すのは普通でしょうね、これね。

○委員 ついでにしゃべりますけれども、皆さん、人口、産まれる数が多いほうがいいと思うのね。逆に2.07で出しても、もっといっぱいになるんでしょう。この2.07ととめないで、2.07以上とすれば、もっとふえるんじゃないんですか。

○委員 やはりこういう計画はある程度夢があってもいいと思うですよ、私。現実だけじゃなくて、ある程度、喜多方市をこうしていきたい、こうしてもらいたい、夢があればやっぱり出生数もみんなが望んでいると思うんですよ。ある程度やっぱり少し、無理かもしれないけれども、若干伸ばしてもいいような気がします。

○会長 どうぞ、お答えをお願いします。

○事務局 この数字につきましては、この人口ビジョンのほうに合わせた数字を使いまして、細かく、ただ320とかということではなくて、その年度に合わせたような形で、合った数字では出しているんですけれども、今回わかりやすいように率ではなくて出生数というようなことでやらせていただきまして、数字的にはこのつくりました人口ビジョンを充てるというような中身になってございます。

○会長 10年後、誰が正しいか。

○委員 僕も同じく65ページの指標であります、3つ、出生数、妊婦一般健康診査、むし歯のない3歳児の割合が出ているんですが、前の64ページを見ますと、（1）で保育等の充実ということで、保育施設等も充実させるというようなことになっておるわけですが、この指標には待機児童解消とかそういうことは入れなくてはいいいんでしょうか。例えば、今年度であれば4月現在34名おりますし、27年度であれば33名、実際におりますので、我々も早い時期に待機児童ゼロということを目指しているわけですが、この辺はいかがお考えですか。

○会長 それでは、お答えをお願いします。

○事務局 この中身、どの指標を使うかにつきまして、ちょっと担当課のほうと協議した上で設定させていただいたんですけれども、担当課との協議の結果がその数字というか、今回の3つになったというような中味ですので、その部分については出すという予定はなかった。

○委員 ということは、待機児童数の指標は必要ではないでしょうというような結論というふうに捉えていいんでしょうか。

○会長 では、お答えをお願いします。

○事務局 待機児童解消の指標が必要ではないということではなくて、10年間の総合計画で、待機児童解消というのは喫緊の課題でございますので、これはできるだけ早目に解消できれば望ましいわけでございます。ですから、10年間の中で対応するという課題ではなくて、そちらはもう今すぐでも解決しなきゃいけない課題ということで、ちょっと10年間指標とはそぐわないんじゃないかということですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員 わかりました。

○会長 私から。V-L o wの放送受信機の配布完了行政区、それはいいんだけど、これ73ページ、これ結局、防災無線じゃないところを全部やりたいと思うのか、その辺の、だから、この272行政区というのはどういうことなのかということがわからないんだけど、結局はこれで全てがうまく終わるというのが272なのかどうか、この辺もちょっとわからない。

○事務局 272行政区といいますのは、市内にございます全行政区の数でございますので、市内全域という意味でございます。

○委員 大変失礼ですけども、熊出たぞ、逃げろとか、注意しろとか、そういうのもこれでやるんですか。

○事務局 今現在、防災無線設置しているところもそういったことで放送して周知してございますので、同じような使い方はできると思っております。

○会長 下に書いてあったね、これね。私の質問に関しては。全て更新するということですよ、V-L o wにね。

○委員 全て更新するんですね。この前、市政だよりにあったコミュニティ助成事業での整備とあったんですけど、これも防災無線ですよ。これ。これとの関連はどう整理するのか。

○事務局 コミュニティ助成のほうにつきましては、その地区内の放送設備ということで、自分の地区で自分の地区の内容をお話しするというふうな放送設備でございます。

○委員 そうすると、きょうはどこどこで何があるから集まってくださいなんてやっているのは、それですね。

○事務局 そうですね。

○会長 どうぞ。

○委員 施策の内容の記述にいっぱい書いてあるところと1行のところとあるんですね。例えば、1章、2章はかなり書いてあったんですけども、何か3章になったら大分減ってきた、くたびれてきたのかもわかりませんが、例えば69ページの生活困窮者とか、ひとり親とかというの、それ1行で済まされないと思うんですよ。生活困窮者ももうちょっと突っ込んで

もらって、生活保護の部分もあるでしょうし、生活保護とならないけれども、その近くの方も今いらっしゃいます。ひとり親もいろいろあると思うので、文言を少し書き込んでもらいたいなと思うんですけれども。ここだけじゃないんですけれども、急に3章から減ってきたので、3章、4章ですけれども、一行のところかなり目立つので、その辺いかがでしょうか。特に生活困窮者になんていうのは、今、非常に話題というか、問題というか、課題になっていますので、その辺お願いいたします。

○会長 お答え求めますか、どうします。

○委員 求めます。

○会長 求めます。じゃ、お答えをお願いします。

○事務局 そちら辺の書き込みについては、1行のところとか少ないところあるんじゃないかということも、この辺いろいろ、その書き込みのレベルとしては、総合計画ですので余り個別、具体的ににならないような、というのは各個別計画とのすみ分けもございますし、ある程度一番上の計画なので、大きく捉えまして、事業を見据えた形で、また、いろいろな状況でも対応できるような書きぶりにしているつもりでございまして、そういう生活困窮者とか細かい部分ケアするというのはもっともなんですけれども、担当課とも協議の上、この書き込みで読み込めるようにする。それから、個別計画あるところはそちらのほうで詳しく、あと、実施計画、総合計画の一部になるんですけれども、実施計画のほうでも具体的な事業名も挙げるようにしますので、総合計画においてはこういう書きぶりになるということでご理解いただきたいと思います。

○委員 ご理解とか何かという問題じゃなくて、逆に背景とか何かを書き込んだ上で克服できるんじゃないかと思うんですけれども、そもそもいっぱい書いたら大事なものの、全部大事だと思うんですけれども、この辺は大事だと思うんですよね。もうちょっと書き込んでもいいんじゃないでしょうか。いやだと言うんだったらそれでいいですけれども、もう少し加えるべきだと思うんですけれども。

○会長 という委員の強いお願いだそうでございますけれども、いかがですか。

○事務局 前回というか、現計画におきまして社会保障の推進ということでまとめていたやつを今回ばらしまして、その以前入っていた中には低所得者、それから、ひとり親というような形で載せたものを今回一度ばらした形のなったもので数が少なくなったということでございましたので、このような形で進めたいというふうには考えております。

○委員 ですから、それはだめですと言っているんです。希望ですね、いいです。

○事務局 ちょっと中身につきましては、ばらしたことで強調したというふうな中味にしたところでございます。

○会長 私、このV-Lowですけれども、全ての272のコミュニティ配るのにどのくらいかかるんですか、お金は。

○事務局 V-Lowにつきましては、来年度については塩川・喜多方地区の4,000戸、そして、再来年度1万2,000戸ということで、今、防災無線のない塩川・喜多方地区の1万6,000戸に整備をするということでございます。この金額については、まだ確定はしておりませんが、約、その喜多方・塩川地区で8億ぐらいでございます。ただ、この中には、鉄塔整備等のいろいろかかってきますので、その後、今、防災無線整備されております熱塩地区と、あと山都、高郷地区に広げますと、その単価は減ってくるということでございます。

○委員 今のお話では、V-Lowの関係で、これは今までの市の進め方だから仕方がないんですけども、やはり今、個別受信機で、町の体制じゃなくて、みんなポケットに携帯電話とかスマートフォンを入れているわけで、個人個人が情報を持っているわけです。だから、いざ災害起きたときに、瞬時にやっぱりお知らせして避難をさせるとか、いろいろな使い方からすれば、マルチメディアとのV-Lowという時代は終わったんじゃないかという声が私のところに、特にパソコンとかそういうネットを一生懸命やっている人たちは、このV-Lowというのは果たして時代に合っているのかどうか、こういう話があるんですよ。同じ金をかけるならば、携帯電話、スマートフォンのほうに、みんな持ってもらって、そういう今の時代に合ったような連絡体制というか、それを構築していったほうがより金がかからないで、お知らせするときにお知らせできるような形なのかなというふうに思っているものですから、これにこだわらないで検討したらいいんじゃないのかなと。今までやってきたから、行政というのは一旦スイッチ入ると、もう戻らないのね。私もそういう中にいたからそうなんだけれども、やっぱり一旦立ちどまって考えるということが必要なんだよね。そうでないと、どこまでいってしまっただけで、何億円もかけてやったけれども、余り使われない、そういう結果になるんじゃないのかなというふうに私は思うんですが。

○会長 今のどうしますか。とりあえずお答えをお願いします。

○事務局 ただいまのV-Lowに関しての違う方式でも考えていいんじゃないかというご質問でございますが、これにつきましては、委員ご存じのとおり、中期財政計画においても予算計上しているということもございます。まず、これが1点でございます、それと、V-Lowというのは防災行政無線のかわりということで、ものすごくお年寄りの方でもそれをこの個

別受信機があれば、スマホとかそういうのを持っていなくても対応できる、お知らせすることができる、安心・安全、これが一番だと思いますので、これについて新しい方式でという考えもあるとは思いますが、V-L o wは予定どおり進めさせていただきたいと考えてございます。

○会長 どうぞ。

○委員 今の件なんです、個別受信機、持ち運びができる個別受信機なんです。ですから、お年寄りの方も畑に持っていくこともできるし、作業しているところに移動しながらいろいろな情報を聞くことができると。家に備えつけて、そこでしか聞けないのではなくて、移動可能な個別受信機で、なおかつ防災行政情報だけでなく、いろいろな情報が入ってくる。これはラジオ局との提携になるんですが、いろいろな情報も入れられるということで、多機能な個別受信機の設置ということを考えていますので、これは情報を発信する機能としては大変優秀なものだなというふうに考えています。

あわせて、スマホとかそういうものにつきましても、当然それはこの計画の中にも入っているんですが、今の情報通信技術を使って瞬時にいろいろな情報をスマホのほうにも入れていくような形のこともあわせて、それは考えていますので、V-L o wについては全世帯にお配りをして、安全・安心を確保していくというのが市の基本的な考え方でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○会長 どうぞ。

○委員 私は防災無線つけてほしいと思っているんです。コミュニティづくりコミュニティづくりと言っていて、非常の際に逃げなさいと言っても、じゃ、隣のばあちゃん連れて逃げっぺと、そういうことになってくるわけですね。そうしたときに、それは限定された地域でそういう指示を飛ばすときに、そのV-L o wで特定の地域に飛ばすと言っても、なかなか時間かかると思うんです。であれば、もう防災無線つけたほうが村でいろいろなときに使えるし、コミュニティづくりにも役立つしと私は思います。意見です。

○会長 どうぞ。

○委員 そのままそういうふうな形での設置の仕方です、V-L o w。まずは防災情報を瞬時に流しましょう。そのほかにあいているときにはいろいろな情報も流せますよということであって、危機体制を持ってやるのは防災行政無線ということでございますので、全く委員おっしゃったことと。

○委員 そうすると、そのあれは、うちは中村地区ですけれども、そこでも流せるんですね。

○委員 要するに集落内で集落の情報流すということですか。それは今のコミュニティ助成事業の中でそれは対応して、見当つけて、要するに合同でそこから放送するというようなことについては別な事業としてやっていますので、あくまでもこれは市内、防災に関する情報を市内全戸一斉に流すというふうな仕組みでありますので、そこはご理解いただきたいと思います。集落でやれるものについては、企画のほうで窓口になっていますコミュニティ助成事業で放送設備をつくるとか、そういうものについてはまた別事業で。

○委員 それはわかりました。ここにツキノワグマが出た何とかとか、人的被害と書いてあるんですよ。現にうちのほうは熊が出たといったらすぐ教えてほしいわけです。1時間、2時間かかって知らせてもしょうがないですもんね。そういうのだったら流せるんですか、すぐに。

○委員 そのような形で瞬時に連絡をいただければ、すぐにそういう情報も各戸に流せるような体制をとっていききたいということで、このシステムを導入するものでございます。

○会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○委員 仕事柄、小児医療とか少子化に関して、保護者の意見等もあって言いたいんですけども、指標の64ページから65ページ、その後の医療関係のことに関してですけども、やはり喜多方市というのは、小児医療と産婦人科というのはものすごい今、これから重要だと思うんです。山田産婦人科さん、今後何年運営されるかわからないというこの状況の中で、やはり今、一番力を入れていかなければいけないところは、喜多方市としてはやはり小児医療と産婦人科をこの指標の中に入れるべきじゃないかなと。それに合わせてやはり出生数とかというのも今後考えていくべきなのかなというふうに思いますので、ぜひ産婦人科と小児医療に関してもこの指標であらわしていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○会長 お答えをどうぞ。

○事務局 喜多方市の現状では小児、産婦人科が少ない、それを指標化できないかということですが、なかなか、今、市としてもそういった機関を市内に設置したいということで、いろいろなところに要望したりして、その努力はしているところでございますが、それがどんな形で・・・というのは、ちょっと現時点で想定、現時点ではちょっとできないということでございますので、それを指標として目標値で何年後に何カ所とか、ちょっとそこは市として責任を持って進めるまでにあげられるかというところとちょっと難しいんじゃないかと思いますので、当然そういうことは施策の中にはやっていくわけですけども、指標にはちょっとできないかな

というふうに考えています。

○会長 実現に向かって、できる限り努力する。

○委員 13ページ、14ページのその市民のアンケートとかを見ますと、やはり子育て支援の充実とか、病院などの地域医療の充実というところを挙げていることを考えれば、やはり県立医大の小児科と連携して、月1回とか週に1回来てもらう、そんな感じのそういう対策を今後考えていきますよとかという文言をやはり入れるべきなのかなというふうに思ったりもしましたので、小児医療に関してやっぱり記載のされていない所を見れば、話は入れたほうがいいのかというふうに思いました。

○会長 どうぞ。

○委員 全く同感で、出会いを創出して結婚していただいて、家庭を持って子どもをつくった。だけれども、そういう医療体制ね、産科婦人科、子どもの医療受診機関、乳児医療、そういったものが喜多方が本当にどんどん悪くなって、道路事情よくなったので全会津的に考えるべきだといえばそれまでなんですけれども、そういう医療の充実と今お話されましたような形で書きぶりも、やっていったほうがいいんでないかなというふうに私も感じています。

○会長 答えございますか。

○事務局 医療の充実ということで、ご確認いただきたいのは、66ページのところに現状と課題というところで記させていただいております。その66ページの中ほどに地域医療体制についてはというところから始まる文がございまして、その中で、その段落の最後のところには、高齢化の進む中山間地域の医療の確保や小児医療を中心とした救急医療体制の充実、関係機関と連携による取組を進めていく必要がありますと、こういう認識を市としては持っております。これを踏まえまして、68ページの施策の内容の中でも種々書いてあるわけですが、特に（3）番の地域医療体制の充実というこの中で、3点挙げていますが、特にこの一番上の2行目あたりに診療体制の充実及び関係機関との連携による地域医療体制の充実に努めますと、こういった施策を取り組んでいくと、市としても課題を受けて努力していくということを盛り込んでございますので、今までのご指摘いただいた趣旨は、一応そういう方向で取り組んでいきたいということでございます。

○委員 今のわかりました。今の69ページ眺めて、先ほど委員から指摘あった書きぶりなんですけれども、ただ、私言いたいのは、施設の整備があつて、今度は人でしょう、障がい者。世帯があつて、今度は団体なんだよね。そして、また家庭という、この並び方がちょっと、並び方をもっと研究したほうがいいんでないかと思う。真ん中に福祉関係団体の支援と入ってくる

から、この並び方ちょっと気になったものですから、こればらしてこんなふうにしたとさっきあるんだけど、ばらし方もちょっと並び方変えたほうがいいんじゃないのかなと感じました。

○会長 お答えをお願いします。

○事務局 今のご意見踏まえまして、ちょっと検討させていただきます。すみません。

○会長 私、77ページ、今まで問題というか、問題にされてきた横文字でございますけれども、77ページの下から4行目のユビキタスネットワーク社会、これわかる人どのぐらいいるのかな。これ、何かコンサル会社が格好よく、いい格好しようと思ってこういうの使っているんじゃないのかなと思っちゃうんだけど、わかんなくていいの、これ。

○事務局 この片仮名とかの横文字言葉につきましては、前回同意見いただきまして、今回のものには反映させてございませんけれども、今後反映させるような、どれぐらいあるかとかもちょっと調べておりましたので、そういった反映はさせていきたいと思っております。

○委員 80ページの空き家等解体撤去件数とこうあるんですけれども、空き家撤去しないのは、こっちの固定資産税が撤去すると6倍ぐらいになってしまうから、撤去しないのが多いのであって、これはやっぱり税制の問題なので、これ税制で撤去したら税金半分にすると言ったら、なお早く皆撤去すると思うんですよ。だから、できれば税制に働きかけるとか何かやっていかないと、今回の糸魚川の火災じゃないけれども、もう町なかだつて空き家いっぱいでしょう。私も・・・という村ですけれども、空き地あって、そこが草で、春になって火ついたら、あれ全部燃えたら、家燃えると思って、いつも私刈っているんですよ、あれ。だから、これ空き家の解消なんて簡単にこう言っているけれども、一旦火ついたら街中なんか特に大変な火災になっちゃうんじゃないですか。私はやっぱり税制の改正を求めるとか何かやっていかないと、絶対に空き家は撤去しないと思うんです。私も自分だったら撤去しません。だって、土地の固定資産税、私のところ3万くらい来ているんですけれども、それが6倍といたら18万でしょう。こんなの払わないですよ。これは当たり前ですよ。だから、何かそこら辺文言として、やっぱり地方に合った税制に変えてもらうとかここに入れておかないと、これは空き家対策に絶対ならないと思うんですよ。意見です。

○会長 何かこれに対しては、どうしますか。

どうぞ。

○事務局 空き家の問題についても、さっきあったように大きな課題となつてございます。市といたしましても、空き家等対策協議会というのを市民の方も含めた協議会を立ち上げて、あ

と、庁内での組織も設けまして空き家に対しての対策を講じようとしてございます。今ほどありました税制的な課題もございますので、これは本市だけではなくて全国的な問題でございますので、まして税制的なところなので、国のほうでそういった方向で特別措置という形で動いていくというふうに理解しておりますので、そういった税制面でのいろいろな対応と、あと、ただ、税制だけではない、やはり放置されているいろいろな事情があるようでございます。その個々のケースがいろいろあります。そういったところに対して、やはりきめ細かい対応が求められるということで、市としてもできるだけ空き家となっても適正管理ができるように、あと、管理不全なものについては撤去をしていただく、そういったことをやっていきたいと思っております。

○会長 この大綱3で大体1時間です。どうぞ。

○委員 80ページの真ん中の指標の中で、上から3番目の本庁・各総合支所間を結ぶ所用時間の短縮ということで、指標として、現状が263分と、目標値で10分ずつ短縮されております。これについては、その数字的な根拠的には前の施策の中で道路環境の整備もいろいろ関係していると思うんですが、この施策の整理の中に時間の短縮ができるような文言がなくて、どういった理由で10分ずつ短縮していく指標まできたのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○会長 答えをお願いします。

○委員 現状、今、高規格道路が会津若松から喜多方までできました。これによって、若松からの部分は、短縮というのは目に見えて皆さん感じていると思うんですが、ここにうたっているということは、この10年間で喜多方の縦線、横線、こういった道路整備をして、時間短縮を10分ずつしていくんだというような文言が前に入っていれば理解できるんですけれども、何をもって短縮しているのかなということで、ただ道路整備だけの問題なのか、バイパスをどこかにつくる計画があるのかとか、そういったことが具体的にこの施策の中に生かしてあれば、ここは納得するわけなんです、これどういった根拠で10分ずつということなのか、わかれば教えてもらいたい。

○会長 答えをお願いします。

○事務局 この指標の施策の内容につきましては、（1）暮らしや産業を支える道路環境の整備ということで、78ページでございます。上から2つ目、各地域のバランスを考慮しながら市道整備を行うとともに、国県道については積極的に働きかけを行い整備促進を図りますということで、この道路を整備することによって時間が短縮になるということを数字であらわすため

に、各総合支所間を結ぶ所用時間が短縮する道路整備、整備されれば時間が短縮されるという意味で、施策的にはこの２番目の部分にあてはまるというふうに考えています。

○委員 数字的な根拠というのはいないけれども、ここの２番目の施策で短縮につながると想定するということだけでよろしいんですか。

○会長 私、こういう根拠的に確定できないものは、こういう指標というのはいくらも上げなけりゃみんなこうやってたかれない、上げないほうがいいと私は思います。

○委員 79ページに公共交通の拡充というところであるんですが、充実ということなんですが、バスの運行を支援するとともにというところで、本当にバスの運行の利用できないところはデマンドを走らせたりして利用しているわけですが、これからこの10年後のことを考えると、やっぱり高齢者運転対策というものが非常にやはり大きな問題になってくると思うんだよね。75歳というのもありますし、車ないと病院に行けないから、車の運転返納できないんだという人たちがやはりこれからも多くなるので、バスの運行の支援、もちろん大事ですが、デマンドを利用する人たちにとっても、何歳以上だと１回利用するに当たって幾ら助成するよとか、やっぱり具体的にそういう方向で進めていかないと、これからの社会、大きな問題になっていくのかなというふうに思うんですが、もし、あれだったら、ここにちょっとつけ加える、ここに公共交通の充実と入っているんで、デマンド入れるのはどうなんだというところもあるんですが、実際、私どももそうですが、デマンドを利用している方が結構いらっしゃる。

○会長 ご意見としては要請ということでありますか。

○委員 要はデマンドを利用する人も、バスを利用する人にとっても、高齢者に対してはやっぱり助成とか、いろいろなそういう対策を講じていかなければ今後ちょっと無理なのかという。

○会長 バウチャー制度みたいな格好かな。お答えどうぞ。

○事務局 高齢者の運転免許証問題からのご指摘でございますが、（４）の施策では公共交通の充実ということで、そういうハード的なところと、あとソフト的なところもあわせて充実を図っていきたいという方向でございまして、３点目のバスの運行の書きぶりにつきましては、最後に利用者の利便性の向上というここを幅広く捉えていただいて、今ほど補助制度というようなお話もございましたが、そういった利便性の一環でもそういうことが必要であれば、具体的な実施の中で取り組んでいくということで、そういった方向で対応していくということで大きく捉えていただければありがたいというふうに思います。

○会長 １時間過ぎたので、大綱４にいきましょう。どうぞ。

○事務局 それでは、大綱４、自然との共生と元気なふるさとづくりのほうに入らせていただ

きます。

82ページをお願いいたします。

大綱4、第1節、協働・地域コミュニティ・市民活動でございます。

目標といたしましては、市民の主体的な活動の促進や市民と市の協働によるまちづくりにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指しますとしております。

現状と課題は記載のとおりでございます。

施策の内容につきましては83ページでございます。（4）まででございます。

1としまして協働の意識の醸成、2としまして地域コミュニティの支援、3としまして市民活動の推進、4としまして非核平和のまち宣言の普及啓発としているところでございます。

主なものがございます。

（1）協働の意識の醸成の中で、地域活力の維持向上や公共的な課題の解決のため、市と市民あるいは市民同士などの協働の取り組みの意識の醸成を図ります。

それから、（2）の部分としまして、行政区自らが主体となって地域社会の活性化に貢献し、その活動がほかの行政区の模範となるものを表彰し、地域のさまざまなコミュニティ活動を推進しますということでございます。

ほかはごらんのとおりでございます。

指標につきましては、5つの指標でございます。ごらんになっていただきたいと思います。

次に、84ページをお願いいたします。

第2節、移住・定住でございます。

目標といたしましては、若年層を中心に市外からの移住、市内での定住促進により、人口減少の抑制と地域力の維持向上を目指しますとしていたところでございます。

現状と課題は記載のとおりでございます。

施策の内容としまして、2つでございます。

（1）としまして移住の促進、（2）としまして定住の促進でございます。

移住の促進としまして、田舎暮らし相談窓口の充実や本市での暮らしを体験できる仕組みづくりなど、移住しやすい環境整備を推進しますとなっております。

（2）定住の促進としましては、若年層の市外への流出を抑制し、市内での定住を促進しますとなどとしております。

指標につきましては、2指標を設定しているものでございます。後でごらんいただきたいと思います。

86ページをお願いいたします。

第3節、連携・交流でございます。

目標といたしましては、多様な連携と交流を通じ、人・もの・情報の流れを活発化することにより、本市の魅力や活力の向上と地域課題の解決を目指しますとしているところでございます。

現状と課題は記載のとおりでございます。

87ページ、施策の内容でございますけれども、2つ。1つ目としまして、地域間等の連携と交流の推進、（2）としまして国際交流の推進でございます。

（1）地域間等の連携と交流の推進につきましては、代表的なもので関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、定住自立圏形成協定や会津地方開発協議会などの活動を通して、広域的な諸課題の対応を図ります。

（2）国際交流の推進としましては、市民が国際理解を深める機会を拡大するため、姉妹都市を締結している米国ウィルソンビル市などと交流を推進するとともに、民間団体などが行う国際交流活動を支援することにより、市民の国際感覚の醸成に努めますとしております。

指標につきましては、記載の2指標となっております。

それでは、88ページをお願いいたします。

第4節でございます。生活環境・自然環境・景観でございます。

目標といたしまして、清らかな水の確保、美化意識の向上、良好な景観の形成による心豊かな生活ができるまちづくりを目指しますとしております。

現状と課題は記載のとおりでございます。

施策の内容でございますけれども、4つの施策項目でございます。

1つ目、清流対策の推進、2つ目、環境の保全、3つ目、良好な景観の保全と形成、4つ目、そ族・昆虫の駆除・防除でございます。

主なものといたしまして、（2）の部分でございますが、環境基本条例に基づき市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責任において環境の保全に努めます。

（3）の部分でございます。景観計画及び景観条例の適切な運用により、豊かで美しい景観を市民との協働により維持、保全し、良好な景観の形成を図りますなどとうたっております。

指標につきましては、記載の3指標でございます。

それでは、90ページをお願いいたします。

循環型社会でございます。

目標といたしまして、限りある自然の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により、環境に優しいまちを目指しますとしております。

現状と課題は記載のとおりでございます。

91ページ、施策の内容でございますけれども、3つの項目でございます。

1つ目、廃棄物減量化の促進、2つ目、環境負荷の低減、3つ目、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進としております。

主なものでございます。

(2)の部分でございます。限りある資源の有効活用に努めながら、市民や事業者に対して環境に優しい商品の使用、電化製品や自家用車の経済的利用など環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を促進します。

(3)の部分、環境にやさしいまちの実現に向け、市民や事業者と省エネルギーに向けた取組の支援と意識啓発、再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、公共施設においても省エネルギーの取組、及び再生可能エネルギーの導入を推進しますとしております。

指標につきましては記載の3つの指標でございます。

大綱4につきましては以上でございます。

○会長 ただいま説明がございました。

大綱4についてのご質問を承ります。

○委員 83ページの地域コミュニティの支援の中の星ポチの3つ目の地縁団体の設立等に関する適切な支援と認可事務を行いますということで、認可事務もやらなきゃならないからやるでしょうけれども、これ地縁団体の設立することで、何か今の行政区とはまた違う権限とか何か持つのか。1つの法人として認められるのだろーと思いますけれども、これ地縁団体設立認可受けたことによって、何かできることがどんなことがあるのかということと、これ指標に出ていないんですけれども、現在、現状値で地縁団体どの程度あるのかなというのが1点と、2点目は85ページの指標の本市への移住件数ということになっていまして、現状は6世帯と、今年度。33年度は56世帯、38年は106世帯とこうなっているんですが、この数字の理解は28年度の現状値からの33年度までの累計の世帯なのか、38年も。それからさらに50世帯ふえて、累計の世帯なのかどうなのか。累計だとすると、1年にちょうど10世帯ずつふえるということになっているんですが、この指標の捉え方、その辺についてご質問いたします。

○会長 では、お願いします。

○事務局 83ページの（２）の中の地縁団体についてのご質問です。地縁団体というのは財産を有することができるというところが最大の利点とありますが、行政区では法人格はございませんので、財産を所有することは行政区としてはできないという状況でございますが、地縁団体になりますと、これ法人という形になりますので、土地を所有したり、建物を所有したりすることができる、そこがメリットでございます。今、市としてやっているのが集会施設について地区のほうで直接管理できないかということで、そういった譲渡関係を進めておりますが、そういったところで、集会施設を地縁団体を設立したところが所有すると、そういったところがございまして、そこで適切な支援を行っていききたいと。そこで行政区と分けられるというふうになります。

地縁団体の件数については、ちょっと今、確認させていただきたいんですけども、170ぐらいはあるんじゃないかということですが、確かなところ、今、確認させていただきます。

次に、85ページの指標の中の本市への移住件数ですが、これ累計ということでございますので、33年度までには、今、現状値6世帯なので、50世帯がこの間にふえるということ。さらに、33から38の間にまた50世帯というそういうような目標で出したものでございます。

○会長 やっぱり同じような質問がまた出ると思うのね、これ、委員がおっしゃったように。累計、書き込まないと。

○事務局 今ほどの移住件数について、ちょっとわかりづらいということで、累計というような文言を加えさせていただければと思います。

地縁団体数については、確認したところ、現在56団体ということでございます。先ほど数字申し上げたのとちょっと違っておりましたが、この数字でご理解いただきたいと思います。

○委員 82ページになるのかどうか、地域コミュニティの関係で、今、先ほど言いました行政区が二百七十何ぼだよ。特に中山間の山間の集落は、みんな若い人たちがどんどん下に下ってきたり、喜多方市を離れたりして、集落の維持形成ができなくなっているという現状の中で、この書きぶりだと行政区単位で地域コミュニティを守っていく、基本的な住民のよりどころとしては区単位の区長、行政区なんでしょうけれども、行政区そのものが弱体化している現状の中で、やっぱり私もずっとこの間言っているんですが、小学校あるいは地区公民館区くらいの単位の地域協議会、行政区も、そこにある団体も含めた地域協議会をつくって、大変な行政区を支援していく、そういう地域協議会をそこに公的、ある程度資金を投入して運営していくような地域自治組織、そういったものをやっぱりつくっていかないと、行政区と行政が直接、単位の行政区になっちゃうと、行政区が弱体化している行政区をどう支援していくか、

こういった視点が必要かなというふうにこの間考えているんですが、そういった文言をもう少し入れていったほうがいいんじゃないのかなとこういうふうに感じました。

○会長 お答えどうぞ。

○事務局 地域自治組織などの導入というような提案でございます。市と市議会の中でもいろいろご議論されている問題でございまして、ただ、現時点ではまだいろいろ課題はございますけれども、まだその行政区の力というか、そこはまだ大きな懸念となるようなことは現時点では認められないんじゃないかということなものですから、こういった（２）の１点目に、行政区など地域のコミュニティや組織が活用できる支援と情報提供や各種補助制度などにより地域の実情に応じた支援を行いますということで、現在のスタンスというか、そういうところでの書きぶりをさせていただいてございます。ただ、今後のいろいろな推移なども研究していきたいというふうに思っていますので、大きくこういった施策の方向性を打ち出した中で、いろいろ今ほどご提案あったようなところも、地域活力の維持向上のために取り組みが必要な場合には取り組んでいきたいと思っておりますので、この施策の範囲の中で進めていければというふうに考えております。

○会長 89ページのこの河川の生物化学的酸素要求量、これを低減する方法というのは、掃除一生懸命しろということなんだろうけれども、行政がこれを掲げて、この指標達成するためにはどうすればいいの、これ。だから、逆に行政がコントロール可能な数字なのかどうかということなんですよ。

○委員 今まで会長が言われたと思いますけれども、私、これ数字的に1.6とか1.2、1.0とあるんですけれども、BODに関しては、この下で高いほど水質汚濁が進んでいる状態でありましてと言っておきながら、この今の1.6はどんな状態なのかというのも見る人わかるんでしょうか。いいのか悪いのか、例えば環境的にはこれで十分な値なのかとか、そういった部分が見えてこないの、非常に何の数字言っているんだかわからない、基準が。人的被害もこれ影響があるのかどうかということで、科学的な数字でこれ出しているわけですから、ここの数字をわかりやすく説明できるようなことをお願いしたいと思います。

○事務局 89ページの河川の生物化学的酸素要求量、BODの指標でございます。現状値が1.6、1.2ということで、これがどういう水準なのかというところ、そこについては今、確認させていただきたいと思いますが、注意書き下に、例えばこの中に標準的な数値は幾らとか、そういう数値を書き込めば、それと比較して高いか、低いかわかるんじゃないかと、そういった数値の書き込みをさせていただきます。

会長のおっしゃられた数値の把握につきましては……

○会長 いや、私が言っているのは数値の把握じゃないですよ。こういうふうに言っているときに、実現するための方策というのは清掃だけの手段なのか、その後に方法論があるや否やということ。

○事務局 清掃もそうですけれども、やはり汚水が河川に流れ込む、そこを少なくしていくということによって水がだんだん浄化していくというか、ですので、その汚水の流入の抑制というそういう部分になろうかと思います。

○会長 汚水流入というもの、どうやって、例えば、現実的に行政としてはどのセクションがやって、どういう方法で汚水の流入を確認するのでございましょうか。

○事務局 セクションといたしましては、下水道課が下水道整備をしておりますので、セクションになるかと思います。主な対策としては、やはり下水道の整備になろうかと思います。

○会長 何となくちがいが明かないけれどもいいや。

○委員 同じページなんですけれども、左側のほうの一番下読むとわかるんですけれども、そ族・昆虫の駆除、ネズミとか有害の蚊とか蜂、スズメバチとかいろいろあるんですが、右側にきて、（４）そ族・昆虫の駆除・防除、そのまま読んじゃうと昆虫による生活衛生悪化、昆虫と言っても、ここに有害と書かないと、蛍とか、あるいは秋を彩るトンボとか、チョウチョウとか、そういうのもみんな生活悪化というふうになっちゃうと思うんで、やっぱり子どもたちに夢を持たせるためにも、蛍あるいはトンボとか、カブトムシとか、区別して書いていただきたいと思います。

それで、自然環境・景観という中に、書きぶりに、やっぱりどこかに出てくるのかどうかわかんないんですが、喜多方はやっぱり水がいいと、清らかだと。その象徴にイトヨがいますよと。だから、さっきわからないBODとかもあるんですが、この数値はイトヨが住むくらいの数値ですとか、次はイワナが住める数値ですとかとわかりやすく書いたほうがいいんじゃないでしょうかと。

○会長 お願いします。

○事務局 まず、昆虫のところはいろいろな昆虫、蛍とかという例もございましたので、それら全てこの生活悪化になるかということ、ちょっと誤解を招くという面がございますので、この辺の表現、有害とかいろいろ書き加えるように調整させていただきます。

それから、イトヨが住むほどの清流か、そういったところの表現もBODの中に書き込めれば検討させていただきたいと思います。

先ほどの委員からございました、現在の数値の水準がどの程度かわからない話については、その河川のこのBODの評価については、解説によると、ABCDEのEからAA、ダブルAまでで評価されるそうです。Eというのが一番悪化しているというところで、AAが一番いいということですが、この1.6というのはAという評価水準ということですので、決して悪い数値ではないんですが、それが目標値の1.2とか1.0になっていくと、1.2でもまだAなんですが、1.0になるとAAという評価ということで、1.0というのが一番きれいだというような評価値になるという解説になってございますので、決して今も悪いわけではないんですが、それをよりさらにきれいにしていきたいというような目標値になってございます。そういったことで、ちょっと解説のほうをわかりやすく調整させていただきたいと思います。

○委員 今の件に関連しましてですが、このそ族、そ族ってネズミとか、ちょっとこれも一般的にそ族と言われてもわかるでしょうか、私わからないんですが。

（「こめじるしで書いた方が良い」という声あり）

○委員 だから、そうしてわかりやすく書いていただいたほうが理解されるのではないかと思います。

○委員 そ族と書かない……

○委員 だから、そ族と書かないほうが。

○委員 わかりやすく書いたらいい。

○会長 どうぞ。

○事務局 そ族というのは、一般的にネズミを指します。ちょっと行政用語だと。あと、昆虫も特にアメシロ、アメリカシロヒトリなどを指すのが昆虫になります。

○会長 アメリカシロヒトリを初めとする有害昆虫。

（「そのほうがわかりやすい」の声あり）

○会長 どうぞ。

○委員 85ページの一番上に、田舎暮らし相談窓口の充実と、非常にうれしいことが書いてあるんですけども。資料も何十年後には106世帯まで20倍近くふえるということで楽しみにしているんですけども、私、土曜日の6時から「人生の楽園」というのを毎回、毎週見ているんですけども、あれは全国的に優良事例だと思うんですが、1戸入ると次々と入ってくるのね、あれは、うまく巡回して、多分自分たちではできない、かなり行政がカバーしないと、財政的な支援しているんでないのかな、あっせんしたり、住居の手当をしたり、機械を貸したり、いろんな面でやっていると思うんですけども、これを出していただいたので、ぜひ実現する

ように期待しております。

それから、僕が心配するのは、91ページに太陽光発電が出てますけれども、今の段階では、太陽光なりバイオマスは、原発の処理費に上乗せるから外しておるんですけれども、将来わからないんですけれども、その辺心配してもしようがないと、ちょっと心配だということだけ申し上げます

○会長 答えをお願いします。

○事務局 まず、85ページの移住について、評価いただいてありがとうございます。それで、先ほど協議になっていますが、人口ビジョンと総合戦略、その中でも、やはり本市の人口の推計では、転入者をふやしていく目標でございます。そういったところで指標やっておりますので、これに向かってもっと移住が進むように、いろいろ取り組んで行きたいと思っておりますので。

次に、太陽光発電につきましても、今ほどご指摘あったように、原発の関係からは外されたということで、普及が今後も進むんじゃないかというふうに推計いたしましてこういった数値を。今後の情勢によってちょっとわからないところもありますけれども、現時点ではこういった推計で進めていきたいと思っております。

○会長 どうぞ。

○委員 83ページに出てきますボランティア団体のNPO法人、このことについては災害、あるいはそういう事故等ありますと、全国から、あるいは場合によっては海外からもボランティアが集まってくるということで、本当に頭の下がる思いで毎回毎回見ているんですけれども、ただ、民間と行政の真ん中に立って、行政ができないことをボランティア、あるいはNPO法人がやってやるという趣旨は大変すばらしい、それも頭が下がるんですけれども、いろんな悪い例ですけれども、大震災あるいは原発、そういう法人を設立したときに、不正が時々報道されるということがちょっと気になるんですけれども、喜多方市においては、そういうことは全くないわけでありまして、行政のお金が使われることには間違いのないと思いますから、市としては、その事後の検証なりをするような、あるいは県にもそういう義務もないのかどうかちょっと聞きたいんですけれども、どうでしょうか。

○会長 答えをお願いします。

○事務局 NPO法人の関係がボランティアといいますか、そういうところにつきましては、それぞれの喜多方市民活動サポートネットワークのほうでいろいろやっていますところでございます。今現在、NPO法人が23ありまして、その中でサポートネットワークのほうでさまざまな対応しておりまして、市と直接のさまざまなNPO法人とそれぞれにこういうの

でやっているということではなくて、サポートネットワークが代表していろいろやっていただいているというようなことでございます。

○会長 ご質問は、監査とかそういった部門ですよ。

○事務局 すみません、補足させていただきます。

NPO法人に対して市が直接監査をしたり、指導したり、そういう権限はちょっと市にはありませんので、独自でやっていただいている。

○会長 どうぞ。

○委員 91ページの、先ほど出されました関係でダブるんですけども、バイオマス利用、木質バイオマスの利活用で、ペレットにして燃料に、家庭燃料でも、あるいは官公庁でもそういう燃料を活用してやっている例あると思います。喜多方も森林資源がたくさんありまして、もうちょっと里山を利活用して循環型社会をつくっていく、形成していく、そういう中での書きぶりをもっと強めていってもらいたいなと、木質、間伐材の利用とか、そういう木質バイオマス。

あわせて私ちょっと進んでいるなと思ったのは、木質バイオマスのほかに草本バイオマスと、草の本と書くんですが、どんどんこれから農地が、耕作放棄地がふえつつあるんです。カヤに近い植物あるんですが、毎年毎年、秋になって刈って、それを粉末にしてペレット状にして、そしてそれを燃料にするという進んだ研究しているところもあるので、耕作放棄地を解消すると同時に、そういうバイオマスを活用するという、やっているところありますので、その辺研究していただいて、この辺もうちょっと循環型社会に行政が積極的に関与して展開していくという姿勢をやっぱり示すべきではないのかなと考えております。

○会長 どうぞ。

○事務局 まずは、1点目のペレットの利用、木質バイオマス。ペレットという言葉は、この施策の内容には直接書いてはございませんけれども、いわゆる再生可能エネルギーの一種ということで、包含した書き方になってございますので、今ペレットについても、市のほうでも補助を、導入しておりますので、引き続きそういった形で取り組んでいきたいと思っております。ただ、直接はここで書き加えてはございませんが、実施としてはやっていきたいと考えております。

それから、もう一つの草本バイオマスという、耕作放棄地というお話でございますが、これは施策の内容でいいまして、(1)の廃棄物減量化の促進の中の2点目に「木くずや生ごみなど」という表現で言っておりますが、こういった有機性資源による民間事業者バイオマス事業支援という、こういった中に含まれるのかなというふうに思いますので、そういった先進的な

取り組みも研究しながら、こういった施策を含めて研究しながら促進が図れればと思います。

○会長 3時を過ぎましたので、ここで休憩をいたします。3時15分から再開ということにさせていただきます。

(休憩)

○会長 ちょうど時間となりました。再開いたします。

それでは、どうぞ。

○委員 大綱の4です、第1節 協働・地域コミュニティ・市民活動という事で、地域コミュニティ施策の内容です。地域コミュニティの支援ということで、まず行政区、地域のコミュニティ、2番目には行政区自らが主体となってということで、私がちょっと、今後どうなるんだろうなというのと、あとお聞きしたいなというのがありますが、まず、先ほど委員の方のお話ちょっと聞いていましたが、4番、人口減少と高齢化が進む地域などにおいて、過疎集落支援員の配置などにより、地域コミュニティの維持、活性化に向けた支援を行います。まず下のほうが、地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援ということになりますが、まず私が、行政区長でもありますので、まず最初のほうで言っていた、お話し出しましたが、どこの地区でも、やはり行政が、9世帯、8世帯、というようなことで、減少していくわけです。減少して、また人口も減少していくという中で、区長さん初め、また団体、過疎集落支援員の皆さん何名か、8名ですか、いますけれども、この辺を鑑みれば、やはり地域活性化に向けてどういうふうな支援ができるのかというふうなことも私も実際委員としてもやっていますけれども、今後やはり5年、10年と先を見た場合に、やはり高齢化、または地域情勢の減少と、人口のことですが、こういう中においてやはり見直すというところとちょっとあれですが、やはり5年、10年に向けてのこの集落支援員制度を、または地域の情勢を鑑みれば、やはりここで、先ほどもお話ししたが、地区地域によって、この対策、この過疎を、集落、隣の集落と一緒に一つになるのかと、当然まだ随分先かと思いますが、やはりこれも、やはり対策協議会を地区ごとに結成しながら、やはり今後の5年、10年先に集落がどうなっていくのか、または地区はどうなのか、この活性化はどうしていくのかという問題、学校の児童の減少というようなことで、私はここをやはり、私も委員としてやっていますが、この辺は行政ではしっかり、難しいものは聞きませんが、やっぱり地区ではコミュニティを含めて、対策協議会をつくって真剣に取り組んで行くという施策もやはり必要なのかなと実感しております。これは将来に向けてということでもありますので、この辺も意見というか、展望ですけれども、というふうに思います。

以上です。

○会長 ご要望ではございますが、何かあれば。

どうぞ。

○事務局 地域のコミュニティのそういったところの施策でございます。

82ページの現状と課題の中でも、4行目から文章で、そういった地域コミュニティの衰退、共同作業の困難化、地域活力の低下が懸念されていますと記入されています。ということで、市といたしましても、そういった認識は持ってございますので、その辺は共有させていただいているというふうに思っております。それを受けまして施策に取り組んでいくということで、（2）の大きな項目が地域コミュニティの支援というふうな書き方になっております。今の総合計画の中では、地域コミュニティ活動の促進という項目立てになっておりました。こちらは活動の促進ですので、地域で取り組んでいるものを伸ばしていこうというところだったところを、今回はコミュニティの支援という形に文言修正をさせていただいております。そういったところで、やはり現状踏まえてコミュニティを維持するための支援が必要である、重要であるというようなところの認識を言葉としてあらわしておりますので、こういった一個一個細かく施策をやられると、ちょっと個別のことになってしまうんですけども、こういったところを総合的に拡充させながら、コミュニティの維持、向上、支援に市としても積極的に取り組んでいきたいと、そういうことでございますので、こういった施策の中で今後いろいろ協力をいただきながら、やっております。

○会長 どうぞ。

○委員 89ページの河川の、BODですけれども、施策として何ができるということじゃないと思うんです。休耕田なんかだと、草が腐れば、それが水に溶けて流れれば、窒素分が多い、有機物多くなって、そいつは幾らでもかかってしまうんです。ですから、私はこれ指標として意味がないので削除していいのかなと思います。

あわせてもう一つ、住宅の太陽光発電システムとありますけれども、これ市で補助金、別に出しているわけじゃないんでしょう。出しているんですか。ああ、そうですか。ならば、わかりました。

じゃ、それはいいとしても、あと先ほど区長会長さんがお話ししましたが、5年、10年後、中山間地の農家を含めて、私のほうもそうですけれども、ちょっと話長くなっちゃうけれども、農家やっている人、一番若いので61歳です。10年たつと71でしょう、だから10年後、だから61歳で一番若くて、その上は70近くなんです、もう。10年たつと、もう担い手もないんです、

探してみると。……でも入っていますけれども、この人は65歳以上ですから。だから、そういう問題はどうなっていくかというのは本当に先細りの状態なので、この審議会とは別に、そういうところはどうかということの一つ一つ私も本当そこら辺やっぱ真剣に実態を踏まえながら考えていかないと、もう後手後手でどうしようもなくなると思います。ということで意見です、これは、要望。

○会長 わかりました。

それでは、それ91ページでございますけれども、この基本計画、総合計画というのが始まったときから私申し上げているんですけれども、この1人1日当たりのごみの排出量、これ行政がコントロールできているのか、先ほどの見本の資料ございました。これが私にとっては、非常にあれですね。というのは、これ景気がよければ、物の消費がふえてごみが出ますよね。景気悪かったら、物買わなくて減りますよね。このコントロール不可能でしょう。こういったことを指標にするという行政がほかにあるのかしらと私いつも疑問に思っております。

それから、私もその太陽光のというもの、必ずしも太陽光だけを推進するというのは、これベストなのかどうか。というのは、オランダかどうか分かりませんが、結局どんどんこの手のがふえていまして、買い取りの回数が、金額が物すごく1人パーセントでふえて、ちょっと今これ抑え気味にしているんです。ですから、こういうの、非常に変動のあることであるので、私はこれを何かちょっと、先ほど補助金あるのかと委員もおっしゃったけれども、それとはまた別に、これは本人の裁量というか、というふうに私は思っている。

それから、もう一つは、再生可能エネルギーの中で、委員がおっしゃった新しい燃料ある、それからもう一つ、何か話に聞くと、喜多方市で非常に私、先進的なことやっているなと思ったのは、小水力発電ですね。あれ今何かちょっとやっているんですね。私、あれ、あの人の本を読んだら、大賛成になっちゃったんです。これは本当に、というのは、これは企業がやるんじゃなくて、行政こそが一番進めやすいというか。これで投資しておけば、ずっと後、何年か償却した後は、喜多方市の豊かな財政になるので、やっぱり小水力、これ積極的にやったほうが。だから、今度、再生可能エネルギーの中に喜多方市があれをやっているって素晴らしいじゃないですか、それ何でそういう誇らしげなことを書かないのかなと思って、何かちょっとマイナーなことばかり書いて、喜多方市って前進しているなって、私は誇らしげにそれを書いたほうがいいなというのが私の意見でございます。

（「書いてあった」という声あり）

○会長 書いてあった。ということで、私だけが知らなかった。

○会長 はい。いいです、これ答え、もういいです。

次、この大綱4のほうの残り、もうないですね、時間もないです。

その次の計画の実現に向けてについて、どうぞ。

○事務局 それでは、私のほうからご説明を申して、第4編、「計画の実現に向けて」でございます。

94ページをお願いいたします。

総合計画に掲げる諸施策を確実に実行するために、10の項目、こちらに記載してございます。設定してございます。

1つ目でございます。行政評価の推進ということで、基本計画の実施要綱を評価する施策評価と実施計画に掲げる事務事業を評価する、事務事業評価を実施し、評価結果の施策展開への反映に努めます、ということで1つ目。

2つ目としまして、効率的な行政組織体制ということで、社会経済情勢の変化や市民ニーズに適切に対応できる効率的な組織体制を確立するとともに定員の適正化、それと人材育成を推進する。それから、部局間及び本庁と総合支所を連携強化した行政運営を図りますということで2つ目。

3つ目としまして、市民の意見、意向を把握ということで、審議会等や事務事業への市民参画を促進するとともに、パブリックコメント制度、アンケート調査などにより市民の意見・意向を施策展開に反映していきますということです。

4つ目としまして、市政情報の発信ということで、広報紙、ホームページ及び説明会などにより市政に関する情報を発信します。

5つ目として、ICTを活用した行政事務の効率化。ICTを積極的に活用し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。

6つ目でございます。計画的に健全な財政運営ということで、中期財政計画により、収支均衡を見通した中での財政運営を行います。また、市債バランスや財政指標の管理、費用対効果分析の活用による事業効果の判断、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成等により、健全な財政運営を図ります。

7つ目として、自治体財源の確保ということで、税負担の公平性の原則を確保するため、課税客体の適切な把握と収納率の向上に努めます。また、行政サービスの受益に対する負担の公平性を確保するため、受益者負担の適正化に努めますということでございます。

8つ目としまして、市有財産の有効活用、土地や建物の遊休財産等の適正な管理に努めると

ともに、貸付や譲渡により有効活用を図ります。

9つ目としまして、公共施設の適正配置と整備ということで、公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組むとともに、最適な行政サービスを提供するため、市民が利用しやすく、安全で安心な公共施設の整備を図ります。また、公共施設の整備や改修等においては、計画的な実施による歳出予算の平準化を図るとともに、資産総量の適正化に努めます。

10個目といたしまして、民間活力の活用ということで、施策を効率的・効果的に推進するため、必要に応じ民間委託及び指定管理者制度などを民間活力を活用します。

これらの10の項目につきまして、将来の都市像に向けて着実な進展を図るために、この10の項目で持続可能な行財政運営を推進していくということにしているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長 これについてのご質問ありますか。

ないようですね。ありますか。

○委員 10項目、うちで見て、今説明がありましたが、全体的にもう少し力強い文言もあってもいいのかなというふうに思いました。（2）では「連携を強化する」ということもあったので、これはいいのかなと。（5）の「ICTを積極的」にと、ここで「積極的」にと使っているの、ここはいいと思いましたが、10番目の民間活力の活用の中でも、「必要に応じて民間委託」とかと書いてあるんですが、この「必要に応じて」というのは、どんな基準の中でされていくのかなと、こう思いましたので、ここわかれば教えていただきたい。

○会長 どうぞ。

○事務局 （10）の民間委託の「必要に応じ」という表現でございますが、どういうケースかということではなくて、一般的に、行政ですので、行政の主体である市が取り組むというのは基本なわけでございますが、その中に民間の力も活用していくということと、ですので、必要に応じてということで、常時ということではなくて、いろんなケースで活用するということをちょっと示した部分なんですけれども。

○委員 思いはあるということで、じゃ捉えていいですね。了解しました。積極的に推進していただきたい。

○委員 1ついいですか。

前にも言いましたが、財政的に28年度と30年度見ると、240億が225億と1割方、5年で1割減ったら、10年で2割減るのか、それが1つ。

あと、税収上げるために、やはり畑のところ、田んぼつくったりして、地目を勝手にいじっ

たり、家を建てても登記しなかったりというのがあるんですね。だから、それを税務課に聞いたら、4月1日で確認する……。だから、この計画的に健全な財政運営、頑張っていただきたいと。意見です。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほどの力強い言葉が欲しいということの意見があったんですけども、ごみが「図ります」とかということでしたので、これ多分、行政的な言葉なのかなと思うんですけども、私たちにしてみたら、「図ります」ではなくて「します」のほうがいいのかと。図りますは、ただ計画して、じゃ終わりなのかという、市民的、一般的な感覚だとそういうふう感じてしまうので、ぜひそういうふうにしたほうが、ああやるんだなというふうに思ったので、ご検討いただきたいと。

○会長 どうぞ。

○委員 10項目並んでいるんですけども、ずっと大体総論的なこと書いてあるんですが、いきなり8番、9番が何かちょっと各論的になってきて、あれという違和感があるんですが、それはどういうことなのかということと、これから行く市民の参加というか、市民の協働というのが何か抜けているような気がするんですけども、そういうのはいかがお考えでしょうか。

○会長 どうぞ。

○事務局 まず、委員からの、語尾の「図ります」でございますけれども、「図ります」というのは、行政的によく使われる言葉で、これ計画するだけではなくて、実施していくということもあわせて施策とやっている表現でございます。ということです。「します」というふうに変えたほうが文章的につながるところは、直したいと思いますが、ちょっと「図ります」でも同様の意味だということでご理解いただきたいと。

それから、委員からございました、(8)、(9)のところ、財産、あと公共施設です。これが各論になっているということです。まず、(9)のほうから申し上げますと、今、公共施設のマネジメントというのは、やはり課題となっております。結局、施設が規模の割に多いと。当市の場合、5市町村合併しまして、類似の施設が複数あると。それから、あと今後も老朽化していくという、そういった中で、そういったマネジメントというのが大変課題になっておりますので、それを各施策の中では、ソフト的にやっていくものと、その施設を利用して、やはり市民の方は取り組んでいく、または市が取り組んでいく、その建物というか施設を中心にやっていくものもございますので、そういった公共施設というのを位置づけもやはり大切ではないかということで、(9)は記載させていただいております。

(8)の市有財産につきましては、こちらも(9)とも関連あるんですが、やはり財産いろいろ遊休資産も多いものですから、そういったところをやはり行政運営に転換していく上では、活用したり、あるいは譲渡したりしてそれを財源にしていくとか、そういった視点も必要かなということで、(8)も入れさせていただいております。

そういったことで、ちょっと(8)、(9)は異質かもしれないんですが、そういった理由でございます。

それから、市民との協働という話につきましては、94、95は行政内部の進め方の整理なんですけれども、協働という部分につきましては、基本構想のほうの、戻っていただいて25ページに書いてございます。こちらのほうに、25ページです、基本的な考え方ということで4つ整理させていただいて、その1番目にこの協働によるまちづくりということで考え方を述べさせていただいております。こちらは、市民と行政、市が一緒になって取り組んでいくという考え方を打ち出したものでありまして、先ほどの計画の実現に向けては、どちらかというと行政内部、市内部の取り組み方の方針で、25ページのほうはそういった市民と一体となった取り組み方という、そういう区分けの整理をさせていただいておりますので、協働という考え方も含めていえることをご理解いただきたい。

○会長 どうぞ。

○委員 8番、9番は前のほうに入るんじゃないのかな。計画の実現に向けてというところにこいつが入るのかな。どっちかという、ずっと流れを見ると、総論的というか、大きく捉えてきているんだけど、前のほうで謳えば済むんじゃないかなと思いますが。お任せします。

○会長 どうしますか。お任せしますという言葉がございましたけれども、お答えどうしますか。

○事務局 ご意見を踏まえ、整理、検討させていただきたい思います。

○会長 それでは……はい。

○委員 先ほどの委員にあわせたみたいであれなんですけれども、今言った3番の市民の意見、意向の把握、審議会や事務事業への市民参画を求めて市民の意見聞きましたよ、パブリックコメントをやって聞きましたよという、何か行政で使うアライバイづくりなんだよね。もっと積極的に市民の意見を聞く、市民が行政のここに積極的に参画をしていただくというような、そういう方向性が必要かなと。積極的に出かけていって、地区ごとの行政懇談会なり、あるいは各種団体、商工会議所だ、JAだとか、いろんな団体との意見交換とかということで、市民の意見とか意向を積極的にやっぱり把握する仕組みづくりというものを必要かなと思いました。

それと、25ページの協働によるまちづくりで、いつも私思うんですが、市民は行政の大切な

パートナーであるという考え方、これ逆だと思いませんか。主権在民で、市民は主人公なんです。行政は、その主人公の市民の未来、生活を守って、未来を支援するのが行政だと思うんです。逆だと思いませんか。行政があって市民があるんじゃないくて、市民があって行政がその幸せ実現のためにやるんだという観点が必要かなと。

○会長 どうしますか。

どうぞ。

○事務局 94ページの（３）の市民の意見意向の把握、これについても積極的に団体との意見交換というようなご意見もございましたので、そういったご意見を参考にさせていただき、検討させていただきたいと思います。

あと、今ほどの協働によるまちづくりに係る文言表現につきましては、意見として受け止めたいと思います。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 ダブるかもしれないですけども、市民を巻き込んで計画を実現するというのを、ダブるかもしれないつもりが、ここにまとめてやっぱりを入れたほうがいいんじゃないかな、目玉になるよな。この計画では目玉が何だって言ったら、やっぱり市民の参加、市民と一緒にやっていくということを出したらいいんじゃないかと思うんだけど。以上です。

○委員 いいです。意見ですので。

○会長 それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○会長 前回の意見等への整理方針について事務局から説明お願い申し上げます。

○事務局 第４回基本計画審議会での意見に対する整理方針ということで、Ａ４の別紙でつけさせていただきます。では、順にご説明申し上げたいと思います。

まず、１ページ目でございます。基本構想の部分でございます。

まず、19ページでございます。安全安心に中点を入れて統一してはということでございましたので、中点を入れて統一ということにさせていただきました。同じく外国人犯罪につきましてですけれども、本市にはあまりいらぬのではということで、意見のとおり削除としてございます。

それから、24ページでございます。将来の都市像、都市、今は都会のイメージが強いということで、安心・快適なまちとしてはどうかということでございました。「力強い産業 人が輝

く「活力満ちる安心・快適なまち」というふうなことで一応修正をさせていただいてございます。

それから、29ページにございます商業の目標にある「あきない」は平仮名だと、他の意味と誤解されないかということで、漢字の方がよいのではということでしたけれども、この件につきましては商業振興ビジョンのほうで「あきないのまち喜多方」を掲げていることから平仮名でそのまま使わせていただいた上で、他の意味と混同しないように、強調するように上に・（点）を置くような形でちょっと対応させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど申し上げましたけれども、全体的に横文字が多いということで、これにつきましては注釈を充実させることで対応させていただきたいということでございます。

それから、大綱についてでございます。34ページでございます。

現状と課題の米政策の転換点については、年度を入れたほうがわかりやすいと言われたというご意見でございましたけれども、10年続く計画ということで、やっぱり計画を読んだ際に、古いものと勘違いしないよう、あえて具体的な年度を入れなかったということでございましたので、この内容としたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、同じく34ページでございます。有害鳥獣は中山間地に限ったものではないということでしたので、中山間地を中心にとということで文言を修正いたしております。

それから、37ページでございます。

遊休農地の解消についての指標でございますけれども、遊休農地については、今現在、調査を実施し、集計中ということで現状値のまま不確定になっていることから、指標とはしないということでご理解いただきたいと思います。

37ページでございます。

集落営農組織、それから農業法人への集約を進めることであれば、認定農業者やエコファーマーの数が増えていくのは見直す必要があるのではないかとということに対して、全ての集落営農組織等に集約しているというのではなく、担い手として認定農業者、それから集落営農組織に誘導していくものということで、その中に認定農業者等があってもよいと、それぞれ増加の目標としているものでございます。

それから、46ページの観光の部分でございます。観光拠点施設としての施設はいらないのではないかとということでした。そのところについては、意見のとおり修正したいと思います。

それから、49ページでございます。学校教育の部分でございますけれども、まずいじめでございまして、いじめがないのであればないと言い切ってもらいたいというご意見でござ

いましたけれども、いじめに関しましては、全国と比較して非常に少ない傾向ということの記載でございます。この表現でちょっと行きたいということでございます。

それから、「自立」につきましては、律するの「律」が良いではないかということでございましたけれども、一人立ちするという意味で用いておれば、現在の表現としたいものでございます。

51ページでございます。施策3の4つ目、「育まれた、…育みます」ということで、これにつきましては後半を「創造性を培います」を使いますということです。

53ページでございます。全国学力調査につきましては、「やや上回る」とはならないかということでございましたけれども、これにつきましては後でご説明いたしますけれども、全体的に上方修正してございます。上方修正ということでございますので、後でご説明を申し上げます。

あと、56ページでございます。社会教育施設の老朽化ということ、それから充実しているとは言えない印象ということでしたので、この方向性検討、施設の件のことにつきましては、現在、整備の方向性について検討してございますので、現在の表現でご理解いただきたいと思います。

同じく59ページ、美術館の入館者数は（4）の施設整備のみに感じるというご意見ございましたけれども、施設の内容（1）の文化芸術の振興・文化芸術活動への支援の1つ目が対応する施策となるがそれに当たるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、男女共同参画につきましては、「男女がお互いの違いを認めつつ」というものについては、あえて入れる必要はないのではないかとということでしたので、「男女が互いを尊重しつつ」というふうに修正させていただきます。

それから、その後の修正につきましては、現在、同じく策定しているところでございます教育振興基本計画と整合性をとりながらこちらもつくっているものですから、それにあわせて修正させていただいたものでございます。55ページです。修正後の目標は「だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することにより、生涯学習活動への主体的な実践力を育むこととを目指します」と修正してございます。

それから、58ページにつきましても“歴史”、それから“文化等”ということで、「豊かな感性と郷土愛を育むこととを目指します」ということで文言を追加しまして、その下の部分につきましては、「さらに」というところからが削除してございます。

59ページにつきましては、同じく「豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、魅力や情報の発

信に取り組みます。」ということで追加してございます。

同じく59ページですけれども、歴史・文化の活用についても、同じように削除をしてございます。文化施設の整備については、「市民が市美術館を快適に利用し」という文言を追加してございます。

それから、「郷土民族資料館の展示資料等を適切に活用できるよう、老朽化した施設の整備に努めます。」を追加しております。

89ページの環境の保全につきましては、「豊かな自然環境の保全・保護及び活用の促進に努めます。」という文言を追加しました。

別紙つけさせていただきましたが、カラー版の学校教育の部分でございます。これにつきましては、下線のところがポイントになってございますけれども、（５）番、（６）番、（７）番ということで、今まで（６）番に入っておりました「一人一人の個性や能力を育むため、教職員の指導力の向上を図ります」という文言につきまして、「教員の能力開発や資質向上」と新たに文言設けまして（５）番としてございます。（６）、（７）と段をずらしましてございます。これにあわせまして、50ページにございます項目の部分、（１）、（２）も修正させていただいたところでございます。

51ページ、52ページをごらん願います。

下線については、修正を行ったところでございますけれども、指標につきまして、おおむね赤字で修正してございますように、全体よりも上回る数字で記載に修正してございます。対応については、後でごらんいただきたいと思います。

説明を終わります。

○会長 ただいま説明がありました内容について質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 資料がカラーじゃないよ。

○事務局 すみません、モノクロでございます。

○会長 そのほかご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長 ということで、ご意見も出尽くしたようでございますので、以上で予定の審議を全て終了いたしましたので、議長の座をおりたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、その他のほうに入らせていただきます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

○委員 今日で終わりですか。この後のスケジュールというか。

○事務局 では、事務局のほうからお願いします。

○事務局 今後のスケジュールについて、ご報告申し上げたいと思います。

前回と今回、皆様からいただきました意見等につきまして、来年早々、庁内の本部会議に報告し、まず庁内で計画内容の精査を行いたいと考えております。その後、精査をいたしまして、議会のほうに素案の説明を申し上げたいと考えておりまして、その後、市内各地区におきまして、市民懇談会というものを開催し、市民の皆様にご意見を伺いたいと考えております。

○委員 今回みなさんから意見を頂いた点や質問のあった点について、きちんと回答されていない部分についてはどうするのか。

○事務局 その点につきましては、精査して報告申し上げたいと考えてございます。ちょっと逆になってしまいましたが、今回の意見等についてはご報告申し上げるということと、その後、議会のほうの素案説明、そして市民懇談会という算段になります。その市民懇談会の開催については市内5カ所、旧市町村ごとの5カ所で開催予定でございまして、日程等につきましては、市のホームページと行政区の回覧にてお知らせしたいと考えております。そのご意見等の結果を踏まえまして、その後、再度庁内で本部会議で調整を行いまして、最終的にこの基本計画審議会において再度確認をいただき、議会提案を行うというスケジュールで行いたいと考えております。

次回の基本計画審議会の開催でございますが、2月1日水曜日、午後1時半からこの会場での開催といたしたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員 それで締めくくりですね。終わりですね。2月1日で一応終わりですね。

○事務局 はい。その予定でございます。

○委員 そうすると、ちょっといいですか、もう終わりだと。かなり欠席者多いですね、委員の方が。欠席多いし、前回出られて今回出られなかった、かなり意見をお持ちの方もいらっしゃるの、念のため意見とか何かを決する、通常やっていますよね、過去には。こういう事例のときには、ご意見、ご質問とか何かありませんかと各委員に配って、というの多いですよ。やっぱりやるべきではないんでしょうかね。

○事務局 通常ですと、この審議会におきましてご議論いただいたものについて反映するとい

うのが本来の姿でございますが、今のご意見等ございましたので、電話等で確認はさせていただきたいと考えております。

○委員 まず、皆さんに電話で聞いて、何か聞いたりするというけれども、これの規約というのは、欠席の場合に対しては、その場合はどういうことにするとか、条例とかでないんですか。本委員会で何人以上であれば、それを決するというようなのがあれば、それが基本なんです。それがなければ、要するに評議員の委任状をもらうみたいなのが必要ではないんですか。

○事務局 条例の、今、ちょっと確認させて……。

○委員 何も難しいことを言っているわけではなくて、要は今日出ている人も含めて聞き忘れたとか、確認したいなとかというようなことがあるか、とりあえず委員に聞いて、これはこうだと確認することが大事だということです。そういうのはないんですか。

○事務局 この審議会条例を確認しますと、まず審議会の会議は委員の過半数が出席しなければやることはできないということで、半数以上の出席が必須でございます。

それから、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるということになってございますので、一応この出席いただいた皆様の中で決めていただくという一応そんな決まりがなっております。通常の一般的な協議会ですと、そういうケースもあるんですけども、これあくまで附属機関としての審議会ということをご理解いただいて。

○委員 その辺も踏まえてもいいのではないかという意見もあると。

あともう一つ、別件いいですか。

○会長 いいですよ。

○委員 各地区5地区で説明会ということで、やると思うんですが、時間帯については、平常の時間なのか、それとも夜間なのかその辺はどうなっているか。

○事務局 地区別の市民懇談会につきましては、通常の日には6時半から予定しておりまして、1時間半程度かなと考えております。1月13日、これあくまでも予定でございますが、1月13日金曜日、16から19の月、火、水、木、この5日間、5地区で考えてございます。

先ほどの委員からのいろいろご質問、ご意見につきましては、最終的に2月1日の日にもう一度、委員の皆様集まりますので、その中においてもかくかくご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

○委員 だから、2月、最終のときはもう修正案をつくるのは普通はやらない。だからその前に、ご意見を聞いておいたらいかがですかということです。

○委員 最終日。これのまとめのときはもう直さないでしょう。

○委員 いいです。

○事務局 そのほか皆様のほうから何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 では、ないようですので、以上をもちまして、第5回目の喜多方市基本計画審議会を終了させていただきます。

本日は長い時間ありがとうございました。